

環境関連法規制等の動き 2023年度年間(2023.3.22~2024.3.18) まとめ

| 記号 | 法令名 | 2023年度の主な法令改正 (詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。) |
|----|---------------------|---|
| A | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 中長期計画及び定期報告の対象がこれまでの化石エネルギーから、非化石エネルギーまで拡大され、非化石エネルギーへの転換の目標の設定並びに非化石エネルギーの使用状況等の報告等を求めます。 |
| B | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 各温室効果ガスの地球温暖化係数が最新の科学的知見等を踏まえたものに更新され、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数を供給事業者ごとの係数とするほか、エネルギー使用以外の二酸化炭素排出量、メタン排出量等の算定対象活動を見直す改正等が行われました(24.4.1施行)。 |
| C | 水質汚濁防止法 | 法(第14条の3)に基づき定められる地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「六価クロム化合物」について、0.02 mg/Lに改められました(24.4.1施行)。また、排水基準を定める省令で定められている、「六価クロム化合物」に係る許容限度を0.2 mg/Lに(24.4.1施行)、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800CFU/mLに改めました(25.4.1施行)。 |

↓ (掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令番号です)

| 記号 | 分野 | 法律名 | 掲載月-番号 | 代表改正法令名称 | 他件数 | 法令番号 | 公布日 | 施行日 | 法令内容 | 適用者 |
|----|------------------|----------------------------|------------|---|-----|--|------------|-----------|---|-----------------------------------|
| | 大気汚染 | 大気汚染防止法 | 7-1 | 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令 | 2 | 環境省令第10号 | 2023.6.23 | 2026.1.1他 | 法第18条の15に基づき、 建築物等の解体等工事の元請業者 は原則当該工事が 特定粉じん排出等作業を伴う工事が事前調査 し発注者に説明する義務があります。また、2020.10.15公布の改正大防法施行規則において、建築物等の 事前調査は、原則必要な知識を有する者に行わせることとされました 。今回、建築物等に続き、 特定の工作物に係る事前調査についても同様とする改正、並びに必要な知識を有する者の基準が規定 されました。 | 当該工作物の事前調査を行う事業者 |
| | | | 3-2 | 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件 | - | 環境省告示第11号 | 2024.3.13 | 2025.4.1 | 排水基準を定める省令で定められている「大腸菌群数」が「 大腸菌数 」に改められたことに伴い、検定方法も「大腸菌数」に基づく方法に改められました。 | - |
| C | 水質汚濁 | 水質汚濁防止法 | 2-1 | 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 | - | 環境省令第4号 | 2024.1.25 | 2024.4.1他 | 法(第14条の3)に基づき定められる 地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準 のうち、「 六価クロム化合物 」について、 0.02 mg/L に改められました(24.4.1施行)。また、 排水基準を定める省令 で定められている、「 六価クロム化合物 」に係る許容限度を 0.2 mg/L に(24.4.1施行)、「大腸菌群数」を「 大腸菌数 」に改め、同項目に係る許容限度を 800CFU/mL に改められました(25.4.1施行)。 | 当該物質を含む水を排出する特定施設を有する事業者 |
| | | | 1-2 | 水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令 | - | 政令第1号 | 2024.1.4 | 2025.4.1 | 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目とされる「大腸菌群数」について、よりの確に汚染状態を捉えることができる「大腸菌数」に見直されたことを受け(2021年10月号参照)、水濁法の 特定施設の指定要件に係る排出水の水質 に関しても「 大腸菌数 」に変更する改正等が行われました。 | - |
| | | | 10-2 | 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 | - | 環境省令第14号 | 2023.9.29 | 2023.10.1 | 暫定排水基準が適用されている5業種のうち、 窒素含有量に係る3業種及びりん含有量に係る1業種 については現行の暫定排水基準のまま、適用期間が 28.9.30 まで延長されます。また、 酸化コバルト製造業 については、暫定排水基準を見直し、適用期間を 28.9.30 まで延長します。 | 当該業種の事業者 |
| B | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 1-3 | 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件 | - | 経済産業・環境省告示第1号 | 2024.1.11 | 2024.4.1 | 廃棄物の燃料利用等により発生する二酸化炭素がエネルギー起源CO2に位置付けられたことに伴い、 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量から、廃棄物燃料等の使用により発生する二酸化炭素について控除 する変更、ガス事業者及び熱供給事業者について、電気と同様に事業者別の調整後排出係数を使用する変更等が行われました。 | 当該報告を行う事業者 |
| | | | 9-1 | 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令 | - | 政令第272号 | 2023.9.1 | 2024.4.1 | 同法で規定される 各温室効果ガスの地球温暖化係数が最新の科学的知見等を踏まえたものに更新 され、 都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数を供給事業者ごとの係数 とするほか、 エネルギー使用以外の二酸化炭素排出量、メタン排出量等の算定対象活動を見直す 改正等が行われました。 | 温室効果ガス排出量算定・報告を行う事業者 |
| | 地球温暖化 | 地球温暖化 | 3-5 | 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の全部を改正する件 | - | 内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第1号 | 2023.3.24 | 同日 | 同指針は、温対法第25条に基づき策定されるもので、以下に関する措置について、 事業者が適切かつ有効に実施するために必要な事項 を定めています。今回指針全部が改正されました。 ① 事業活動に伴う温室効果ガス排出削減等 ② 日常生活における温室効果ガス排出削減への寄与 | 温室効果ガス排出を伴う事業活動を行う事業者等 |
| | | | 2-2 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | - | 経済産業・国土交通・環境省令第2号 | 2024.1.30 | 同日 | これまで書面以外では、フレキシブルディスク等に限定されていた各種書類の保管について、クラウド等の最新の情報通信技術を活用できるよう「 電磁的記録媒体 」に改められました。 | - |
| | | | 4-3 4-4 | 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | 5 | 経済産業省令第12号 | 2023.3.30 | 2023.4.1 | フロン類の製造事業者等の判断の基準となるべき事項に記載される地球温暖化係数の参照法令及び同業者によるフロン類の生産量又は輸入量を算出する際の地球温暖化係数の参照法令が変更されました | 当該物質を生産または輸入する事業者並びに当該製品を製造する事業者等 |
| | 地球温暖化 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 | 2-3 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則 | - | 経済産業省令第3号 | 2024.2.2 | 2024.2.16 | 下記法律の施行規則が公布されました。主に、GX推進機構(脱炭素成長型経済構造移行推進機構)の設立に係る内容です。 | - |
| | | | 1-6 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令 | 1 | 政令第378号 | 2023.12.27 | 2024.2.16 | 下記法律の脱炭素成長型経済構造移行推進機構の設立等に係る規定の施行日が決まりました。その他同機構設立に際し必要となる事項が定められました。 | - |
| | | | 7-3 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日を定める政令 | 1 | 政令第221号 | 2023.6.23 | 2023.6.30 | 下記法律の施行日が23.6.30に決まりました。その他、予算決算及び会計令等、会計に係る政令の改正が行われました。 | - |

| | | | | | | | | | |
|-------|------------------------------------|--------------|--|---------------------------|---|------------|------------|---|--|
| 地球温暖化 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 | 5-1 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 | - | 法律第32号 | 2023.5.19 | 2023.6.30他 | この法律は、日本の産業構造・社会構造を変革し脱炭素成長型経済構造へ移行していくために新たに制定された法律で、先に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、政府はGX経済移行債発行やGX推進機構の設立等の施策を講じていきます。事業者に対しては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めることを求めています(法第5条)。 | - |
| | リサイクル | 特定家庭用機器再商品化法 | 1-1 | 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令 | - | 政令第380号 | 2023.12.27 | 2024.4.1 | 有機ELテレビ が対象品目(特定家庭用機器)に追加されました。 |
| 廃棄物 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 3-3 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | - | 環境省令第7号 | 2024.3.18 | 同日 | これまで、運搬用パイプラインは、原則特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないとされてきましたが、今回、新たに人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして要件を満たす場合は、 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインの利用 が可能となりました。 | 当該廃棄物を収集・運搬する事業者 |
| | | 8-1 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | - | 環境省令第12号 | 2023.7.27 | 2023.9.16 | 法に基づく申請において、同時に2つ以上の申請書その他の書類を提出する場合の添付書類の提出方法が変更されました。添付すべき書類の内容が同じであるときは、1つの申請書等に添付書類を添え、他の申請書等にはその旨を記載することで書類の添付を省略することができるようになりました。 | 法に基づき複数の申請等を行う事業者 |
| | | 7-2 | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 | - | 環境省告示第49号 | 2023.6.30 | 同日 | 法第5条の2第1項の規定に基づき環境大臣が定める題記方針について、2016年以来の改正が行われました。2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえた内容等が盛り込まれました。 | - |
| | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 | 6-1 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則 | - | 経済産業・環境省令第2号 | 2023.6.16 | 同日 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に係る手続きのうち、民間事業者が行うとされている書面の通知又は保存について、電磁的記録で行うことを可能とするための改正です。今回、輸入移動書類に係る処分を行う者による輸入特定有害廃棄物等の引渡し受領通知及び輸入特定有害廃棄物等の処分完了通知並びに写しの保存(則第8条)について電磁的記録を用いることが可能となりました。 | 当該通知を行う事業者 |
| エネルギー | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 3-1 | エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | 1 | 経済産業省令第14号 | 2024.3.15 | 2024.4.1他 | 2024年からの報告で使用する定期報告の様式 等が定められました。その他エネルギー管理統括者を補佐する エネルギー管理企画推進者 が3年ごとに受講する資質の向上を図るための講習について災害等により受けられない場合の特例措置が設けられました。 | 同法に基づく特定事業者 |
| | | 12-4 | 工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針の一部を改正する告示 | - | 経済産業省告示第147号 | 2023.12.8 | 2023.12.15 | 省エネ法第5条第3項の規定に基づき定められる指針が改正されました。 電気需要最適化時間帯 を踏まえた、 電気加熱設備、電動力応用設備 等の産業用機械器具の 稼働時間に関する検討事項 が追加されました。 | 当該産業用機械器具を有する事業者 |
| | | 12-3 | 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令 | 1 | 内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第2号 | 2023.12.12 | 2024.4.1 | エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量として、 廃棄物又は廃棄物燃料の使用により発生する二酸化炭素に係る報告 について追加等されました。その他、エネルギーの使用に伴って発生する 二酸化炭素等の排出量の算定に用いる係数 等が改められました。 | 同法に規定される特定排出者 |
| A | | 4-1 | 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 | 8 | 政令第68号 | 2023.3.23 | 2023.4.1 | 2022.5.20公布の改正法が施行されることに伴う関係法令の改正です。省エネ法関連では、 中長期計画及び定期報告の対象がこれまでの化石エネルギーから、非化石エネルギーまで拡大され、非化石エネルギーへの転換の目標の設定並びに非化石エネルギーの使用状況等の報告 等を求めます。 | 工場・貨物輸送等においてエネルギーを使用して事業を行う特定事業者等 |
| | | 4-2 | | | | | | | |
| エネルギー | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 10-1 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 | 4 | 国土交通省令第75号 | 2023.9.25 | 2024.4.1 | 下記政令に関連する改正等です。法令内で使用されている建築物省エネ法の名称を「 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 」に変更等する改正、 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する規定 の制定。並びに、国土交通大臣が定める基本方針が改正されました。 | 当該建築物の販売・賃貸を行う事業者等 |
| | | 9-2 | 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 | 1 | 政令第279号 | 2023.9.13 | 2024.4.1 | 2022.6.17に公布された題記法の一部の施行日が2024.4.1に決まりました。今回施行されるのは、建築物省エネ法施行令の名称を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に変更する改正ほか、建築基準法施行令に係る内容(耐火建築物の壁の要件等)が改正されました。 | 当該建築物を建築する建設事業者等 |
| 化学物質 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | 12-1 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 | - | 政令第343号 | 2023.12.1 | 2024.2.1他 | ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)若しくはその異性体又はこれらの塩が 第一種特定化学物質 に指定され、同物質が使用されている製品10品目が輸入禁止製品に指定、同物質が使用されている場合に取扱い等の基準に従わなければならない製品として消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が指定(2024.6.1 施行)されました。 | 当該物質・製品を製造・輸入・取扱い等する事業者 |
| | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 | 1-5 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 | - | 政令第382号 | 2023.12.27 | 2023.12.28 | これまで第三者が第1種指定化学物質の排出量等の届出事項等の開示を受ける際に支払う手数料について、開示データを受け取る際の電子媒体により手数料が異なりましたが、「電磁的記録媒体」に統一する改正が行われました。 | - |
| | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 | 12-2 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 | - | 政令第344号 | 2023.12.1 | 2025.1.1他 | 水銀が使用されている製品として、 ひずみゲージ等5製品 が原則製造を禁止する 特定水銀使用製品 として追加されました。 | 当該製品を製造または部品として製品に使用している事業者 |
| | 毒物及び劇物取締法 | 1-4 | 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 | - | 厚生労働省令第163号 | 2023.12.26 | 同日他 | これまでフレキシブルディスクに限定されていた同法に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書等の各種提出書類が、クラウド等の最新の情報通信技術を活用できるよう「電磁的記録媒体」に変更する改正等が行われました。 | - |

| | | | | | | | | | |
|-------|--|------|---|-----------|--------------------|---|-------------------|---|--------------------|
| 化学物質 | 毒物及び劇物取締法 | 6-2 | 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 | - | 政令第193号 | 2023.5.26 | 2023.6.1 | 医薬品及び農業原料等に利用される 3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤 (ただし、3-アミノプロパン-1-オール1%以下を含有するものを除く)が新たに「 劇物 」に指定、既存の 劇物である2-インプトキシエタノールの除外含有割合を10%から15%以下へ変更 及び 四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤が劇物から除外 されました。 | 当該物質を取扱う事業者 |
| 循環型社会 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 | 12-5 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | 1 | 政令第341号 | 2023.12.1 | 2025.4.1 | 下記改正法の施行日が24.4.1に決定しました。その他、木材関連事業者が木材を譲受け等する際の 合法性の確認に利用する原材料情報 の詳細が定められました | 当該木材関連事業者 |
| | | 5-2 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律 | - | 法律第22号 | 2023.5.8 | 2025.4.1 | 合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準(法第6条)に基づく対応が求められる 木材関連事業者の小売事業者(業種は今後規定予定)を新たに追加 、また 製材事業者や輸入事業者等の木材関連事業者が立木の販売者や木材輸入事業者から木材等の譲受け等をする場合に合法性の確認を義務付け ます。 | |
| | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | 2-4 | 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について | - | 環境省告示第2号 | 2024.2.1 | 同日 | 基本方針が改正され、特定調達品目(国等の各機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)及びその判断の基準等が物品等の開発・普及の状況、科学的知見等を踏まえた見直しが行われました。 | - |
| | | 4-6 | 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について | - | 環境省告示第9号 | 2023.3.23 | 同日 | 基本方針が改正され、新たにオフィス家具等の分野に個室ブース、ディスプレイスタンド、設備の分野に低放射フィルムが追加されました。また、判断基準の見直しが行われ、複数の品目において、カーボンフットプリントの算定及び開示やカーボン・オフセットされた製品が設定等されました。 | - |
| 安全管理 | 消防法 | 12-6 | 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 | 2 | 政令第348号 | 2023.12.6 | 2023.12.27他 | 給油取扱所における業務等並びにリチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制 が見直されました。前者は、給油取扱所に設けることができる建築物の用途の拡大等が行われ、後者では、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵等する屋内貯蔵所の技術基準・消化設備の基準に特例が設けられました。 | 当該設備を有する事業者 |
| | | 3-4 | 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令 | 1 | 厚生労働省令第44号 | 2024.3.18 | 2026.10.1他 | 労働法第65条に基づき、作業場所が第三管理区分に区分された場合、事業者は、定期的に 個人サンプリング測定等 (労働者の身体に試料採取機器を装着して行う測定方法等)による作業環境測定を行う必要があります。今回、有機則、特化則等で行う個人サンプリング測定の測定精度を担保するため、 測定を行う者等の要件 並びに要件を満たすための 講習 が規定等されました。 | 当該測定を行う事業者 |
| | 労働安全衛生法 | 11-2 | 労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 | - | 厚生労働省告示第304号 | 2023.11.9 | 2025.4.1他 | 下記の改正に係る改正です。 “ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質” について、先般、労働安全衛生規則の別表第2から削除された義務対象の適用除外となる 掘切値 が規定されました。 | 当該物質を譲渡・提供等を行う事業者 |
| | | 10-3 | 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 | - | 厚生労働省令第121号 | 2023.9.29 | 2025.4.1他 | 労働則別表第2において、 “ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質” が追加(2026.4.1 施行)されると共に、除外される物質及び掘切値(別告示で規定)が削除されました。 | |
| | | 9-3 | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 | 1 | 政令第265号 | 2023.8.30 | 2025.4.1他 | 令第18条及び令第18条の2に基づく “ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質” は、個々の物質名を列挙する形で規定されていますが、対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定する方法へ変更されました(施行は2025年)。また、規定方法の変更により酸化アルミニウム等7物質が同対象物質から除外されました。(同日施行) | |
| | | 5-4 | 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準 | 2 | 厚生労働省告示第177号 | 2023.4.27 | 2024.4.1 | 2024.4.1施行の改正労働規則第12条の5で新たに規定される リスクアセスメント対象物 において、その一部の物質については、労働者が 屋内作業場で当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下 となるよう、事業者は措置を講じなければなりません(則第577条の2第2項)。今回、 濃度基準値が設定される物質とその基準値 が示されました(-1)。また、技術上の指針では、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法等について定められました | 当該物質を製造又は取扱い等する事業者 |
| | | 5-3 | 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令 | - | 厚生労働省令第69号 | 2023.4.21 | 同日他 | 特定化学物質障害予防規則(特化則)に基づく 作業場への有害性等の掲示の対象物質 については、これまで同規則第38条の3で規定された特定化学物質の一部に限定されていましたが、今回の改正で 全ての特定化学物質に拡大 されました(2023.10.1施行)。その他、有機溶剤中毒予防規則における掲示方法について、最新のデジタル技術等を活用するため、掲示方法を限定しない改正が行われました。 | 当該作業を行う事業者等 |
| | | 9-4 | 石綿障害予防規則の一部を改正する省令 | - | 厚生労働省令第105号 | 2023.8.29 | 2024.4.1 | 石綿含有成形品等の除去並びに石綿等の切断等の作業等において、実施が義務付けられる措置 として新たに 「除じん性能を有する電動工具を使用すること」及び「石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること」が追加 されました。また、作業を委託する場合、上記を委託業者へ周知することが義務化されました。 | |
| | | 4-7 | 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令 | 2 | 政令第69号 | 2023.3.23 | 2023.10.1 | 法第44条の2では、 特定の防じんマスクや絶縁用保護具等 を製造等する者に対し、 型式検定 を受けることを義務付けています。今回、型式検定を受ける必要がある製品のうち、“電動ファン付き呼吸用保護具”を“防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具”に改めるとともに、新たにアンモニア用並びに有機ガス(亜硫酸ガス)用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が追加されました。 | 当該製品を製造する事業者 |
| | | 4-8 | 石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示 | - | 厚生労働・国土交通・環境省告示第1号 | 2023.3.27 | 2026.1.1他 | 工作物の石綿等の使用の有無についての事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者の基準を規定 する改正、並びに“観光用エレベーターの昇降路の囲い部分”が事前調査結果等の報告が必要な石綿等が使用されているおそれが高い工作物として指定(2023.10.1施行)されました。 | 当該調査を実施する事業者等 |
| | | 4-9 | 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 | 1 | 厚生労働省令第66号 | 2023.4.3 | 2024.1.1他 | 事業者は溶接ヒュームを取り扱う作業等する場合、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から作業主任者を選任しなければなりません。しかし、現在受講者の多くは金属アーク溶接作業等のみの従事者であり、他物質も対象とする同講習の受講は負担が大きいため、 金属アーク溶接等作業に限定した講習が新設 されます。これに伴い 金属アーク溶接等作業主任者が規定 されました。 | 当該物質を取り扱う作業を有する事業者 |
| 4-10 | 作業環境測定基準 及び 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示 | - | 厚生労働省告示第174号 | 2023.4.17 | 2023.10.1他 | 新たに労働者の 身体に装着した試料捕集機器等を用いる方法により濃度測定を行う ことができる物質として、 粉じん(一部除く)、特定化学物質の一部並びに有機溶剤の一部が追加 されました。 | 当該物質の作業環境測定を行う事業者 | | |